臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金」に関するお知らせ

◇問い合わせ◇　ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）　☎ 893-3818　☎ 893-3810

平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金について、**9月13日（火）**から申請の受付を開始しています。給付金を受け取るには、申請手続きが必要です。

1 給付の目的

①平成28年度臨時福祉給付金：消費税増税に伴い所得が少ない方への影響を緩和するために実施します。
②障害・遺族年金受給者向け給付金：「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方への支援のために実施します。

2 支給要件及び支給額

【支給対象者】

①平成28年度臨時福祉給付金：平成28年度分の住民税（均等割）が課税されてない方で、基準日（平成28年1月1日）に、いの町に住民票がある方です。ただし、次の（1）（2）いずれかに該当する方は、対象となりません。
（1）平成28年度分の住民税（均等割）が課税されている方の扶養親族など
（2）生活保護制度における被保護者など
②障害・遺族年金受給者向け給付金：平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給されている方。ただし、高齢者向け給付金の受給者は、対象となりません。

【支　給　額】

①平成28年度臨時福祉給付金：1人につき **3,000円**（1回限り）
②障害・遺族年金受給者向け給付金：1人につき **30,000円**（1回限り）

3 給付金申請書の発送について

支給対象となる可能性がある方には、9月12日ごろに申請書などを郵送しています。

※申請書が届いても審査の結果、給付金の対象とならない場合があります。
※最近遡って確定申告をされた方など、支給対象となる方でも申請書が届かない場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

4 支給申請の手続きについて

送付された申請書に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付して申請してください。

記入方法や必要書類については、申請書に同封します記入例などを参考にしてください。

申請内容を審査後、支給対象となった方には「支給決定通知書」を、支給の対象とならなかった方には「不支給決定通知書」を送付します。

給付金の支給は10月から順次行います。

5 申請方法

【郵送申請】

申請書に同封する返信用封筒で申請書・必要書類などを郵送してください。

【窓口申請】

・ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）
・本庁　給付金受付窓口（2階）
・吾北総合支所 住民福祉課
・本川総合支所 住民福祉課

6 申請期限及び受付時間

申請期限：平成29年1月31日（火）

受付時間：平日　8：30 ～ 17：15

※申請期限後の申請は、原則受付できませんのでご注意ください。
※郵送申請の場合は、平成29年1月31日（火）の消印まで有効とします。

7 ご注意

・申請期間などは、各市町村により異なります。いの町以外が申請先になる場合は、事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認をお願いします。